

特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議（第4回）

日時：令和4年3月29日（火）15:00～17:00

場所：Web会議

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 報告

（1）特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議開催要綱について（資料1）

（2）これまでの経緯（資料2）

4 議題

（1）名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について（資料3）

5 閉会

特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議（第4回）

【構成員】

建築・地盤工学関係学識者

◎は座長を示す（敬称略）

氏名	専門分野	所属等	出欠
小野 徹郎	建築構造学	名古屋工業大学名誉教授	出席
川地 正数	建築生産	川地建築設計室主宰	出席
小浜 芳朗	建築構造学	名古屋市立大学名誉教授	出席
小松 義典	環境工学	名古屋工業大学大学院准教授	出席
西形 達明	地盤工学	関西大学名誉教授	出席
◎堀越 哲美	環境工学	愛知産業大学学長	出席

建築史関係学識者

（敬称略）

氏名	専門分野	所属等	出欠
野々垣 篤	建築歴史、意匠	愛知工業大学准教授	出席
麓 和善	建築史、文化財保存修理	名古屋工業大学名誉教授	欠席
三浦 正幸	日本建築史、文化財学	広島大学名誉教授	出席

福祉関係学識者

（敬称略）

氏名	専門分野	所属等	出欠
磯部 友彦	交通計画、福祉のまちづくり	中部大学教授	出席
高橋 儀平	福祉のまちづくり	東洋大学名誉教授	出席
矢野 和雄	法律、人権	矢野法律事務所弁護士	出席
渡辺 崇史	福祉工学	日本福祉大学教授	出席

工学関係学識者

（敬称略）

氏名	専門分野	所属等	出欠
中嶋 秀朗	システム工学	和歌山大学教授	出席
山田 陽滋	機械安全、ロボティクス	名古屋大学大学院教授	出席

特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議開催要綱

(名称)

第1条 本会議は、特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項について専門的見地から意見を聴取することを目的として開催する。

- (1) 特別史跡名古屋城跡全体のバリアフリーに関すること。
- (2) その他必要と認めること。

(構成)

第3条 会議は、学識経験者のうち、市長が指名する者により構成する。

2 市長は専門的事項の検討のため、前項の構成員以外の学識経験者等に検討事項を明示したうえで、出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により決定する。
- 3 座長は、会議を総括し、会議の進行にあたる。

(会議)

第5条 会議は、市長がこれを招集する。

- 2 会議は原則として公開する。ただし、公開に支障があると判断し、会議で非公開と決定したときは、この限りではない。
- 3 会議は原則として対面により行う。ただし、社会情勢等により対面により行うことに支障があると認めるときは、これによらない。

(現場視察)

第6条 市長は、会議の事項について、現場視察を開催することができる。

(謝金)

第7条 第3条及び第6条により会議等に出席した者は、会議等への出席1回につき12,600円の謝金を支給することができる。

(事務)

第8条 会議の事務は、観光文化交流局名古屋城総合事務所が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、名古屋城総合事務所長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年10月27日から施行する。

名古屋城天守閣整備事業（バリアフリー関連）これまでの経緯

日時	内容
平成 29 年 11 月 16 日	◇第 6 回天守閣部会 エレベーターを設置せず、チェアリフトや階段昇降機などの代替手段によるバリアフリー対応という名古屋市案を提出
11 月 21 日	◇公開質問状收受 愛知障害フォーラム（ADF）からバリアフリーに関して E V 不設置の理由や、それに至った経緯などについて質問
11 月 30 日	◇市長名で回答 愛知障害フォーラム（ADF）宛て バリアフリー対策を検討するチームを発足させ、エレベーター設置も含めて検討する。 ・史実に忠実に復元することを基本方針として、障害者団体、市民などの意見を伺いながら検討を進めていくことなどを回答
12 月 11 日	◇障害者団体連絡会 バリアフリーの検討状況について報告
12 月 28 日	◇第 1 回庁内 P T 会議 ・議題 庁内プロジェクトチーム検討体制（案）についてバリアフリーに関する考え方について ・概要 バリアフリーに関してどのように取り組んでいくか、各局においての意見を聞きながら検討していくことになった。
平成 30 年 1 月 26 日	◇第 1 回庁内 P T 会議ワーキング ・障害者団体等ヒアリング状況、木造天守の昇降に関する考察、今後のスケジュールについてなど報告と議論
2 月 13 日	◇第 2 回庁内 P T 会議ワーキング ・各局課室のバリアフリーに関する現状の課題認識、木造天守の昇降に関する考察についてなど報告と議論
2 月 22 日	◇第 3 回庁内 P T 会議ワーキング ・各局課室のバリアフリーに関する現状の課題認識、木造天守の昇降に関する考察、木造復元天守の昇降について報告と議論
2 月 28 日	◇第 2 回庁内 P T 会議 ・議題 各局のバリアフリーに関する現状の課題認識について 木造復元天守の昇降に関する意見 木造復元天守の昇降の可能性について バリアフリーに関する今後の進め方 ・概要 各局の現状の課題認識について報告。色々な方面の人からの意見を集約し、それを議論して方針をまとめていく。
3 月 22 日	◇障害者団体連絡会 市長出席のもと、各団体から意見を求めた
3 月 28 日	◇第 9 回天守閣部会 木造復元天守の昇降に関する検討について報告

日時	内容
3月29日	<p>◇第3回庁内PT会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議題 木造復元天守の昇降について（案） バリアフリーに関する要望・意見 ・概要 障害者、高齢者団体などからの要望・意見の報告。これまでの検討内容と課題を整理。特別史跡名古屋城跡のバリアフリーに関する方針（案）の内容を定める。
4月10日	◇要望書を受理 ～10月2日にかけて15団体から16件
4月19日	◇障害者団体連絡会の団体 特別史跡名古屋城跡のバリアフリーの検討状況を説明
4月24日	◇第1回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・天守閣木造復元の方針、バリアフリーの検討状況、障害者・高齢者・技術開発関係者・市民からの意見などを報告
5月7日	◇第4回庁内PT会議 ・議題 特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議資料 特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議主なご意見 天守閣の昇降に関する付加設備の方針（案） ・概要 4月24日に開催された特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議の内容についてと、天守閣の昇降に関する付加設備の方針（案）について報告。
5月8日	◇「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針（案）」 名古屋市障害者団体連絡会の団体に提示し意見を求める
5月9日	◇第10回天守閣部会 「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針（案）」について報告
5月15日	◇所管事務調査 「特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針（案）について」 ・バリアフリーの検討状況と、主な意見、昇降に関する付加設備の方針（案）について報告
5月17日	◇所管事務調査 「特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針（案）について」 ・バリアフリー基本方針（案）における弁護士の見解について報告
5月28日	◇市長と12団体の懇談会
5月30日	◇「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表
7月24日	◇第1回バリアフリー説明会 ・階段の昇降技術を持つ企業4社が、その技術・製品の説明をし、それに対して障害者団体からご意見をいただいた
10月30日	◇所管事務調査 名古屋城跡天守閣整備事業の進捗状況について 1 文化庁の文化審議会に向けた検討状況 2 バリアフリーの検討状況

日時	内容
11月15日	◇第2回バリアフリー説明会 ・非公開の場で、パワーアシストスーツ、段差解消機、はしご車のメーカーから説明を受け、それに対して障害者団体7団体から意見をいただく
12月17日	◇第4回庁内PT会議ワーキング ・木造天守閣の昇降に関する付加設備の主な検討状況、名古屋城木造天守閣の昇降に関する公募スキーム、名古屋城バリアフリー検討調査の実施について報告と議論
12月21日	◇障害者団体連絡会 公募スキームの検討状況を説明
12月28日	◇第2回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・木造天守閣の昇降に関する付加設備の検討状況と、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」、昇降に関する公募スキームなどについて説明
平成31年 1月7日	◇人権救済申し立て 「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」から日弁連（日本弁護士連合会）へ
2月25日	◇実現する会 市民署名 13,674筆提出
3月11日	◇予算委員会 要求資料「第2回バリアフリー検討会議構成員の主な意見」
3月22日	◇愛知県障害者差別解消条例改正（第13条6項を追加）
4月1日	◇名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 施行
(令和元年) 6月17日	◇名古屋市障害者団体連絡会（全12団体出席） ・公募の方針について説明
6月19日	◇6月市会本会議 （浅井市議：自民）国際コンペの実施時期について質問
7月2日	◇実現する会 市民署名 追加5,911筆計19,585筆提出
7月5日	◇実現する会 知事宛救済申し立て ・県障害者差別解消条例に基づく人権救済申し立て
7月23日	◇市長レク 公募の実施案について「新技術公募の考え方」 ・部門分け、審査基準等について
8月5日	◇障害者団体連絡会（全12団体出席） 公募実施概要について説明 ・史実に忠実とバリアフリーの両立、部門分け、審査基準、ワークショップの実施などについて
8月20日 21日	◇名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する審査基準作成のワークショップ開催 ・審査基準について障害者団体からご意見をいただく ・2日間で6名参加

日時	内容
8月29日	◇市長コメント公表「竣工時期を延ばすこととした」
10月1日	◇経済水道委員 ・30年度「予備調査・資料作成」の成果をきちんと繋ぎ、令和元年度中に公募を開始する旨の質疑応答
10月24日	◇第3回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・第2回バリアフリー検討会議以降の状況 ・8月20日、21日 障害者団体とのワークショップの成果 ・名古屋城木造天守閣「階段体験館」ステップなごやの竣工
11月2日	◇名古屋城木造天守閣「階段体験館」ステップなごや 開館
11月6日 ・18日	◇名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する審査基準作成のワークショップ開催（2日開催） ・審査基準について障害者団体からご意見をいただく
12月20日	◇障害者団体連絡会（全12団体出席） 第2回審査基準作成ワークショップ及び第3回バリアフリー検討会議の報告
令和2年 1月10日	◇日弁連から「人権救済申立事件について（照会）」收受 平成31年1月7日実現する会から日弁連への申立に伴う照会
3月31日	◇日弁連宛て「人権救済申立事件について（回答）」送付 令和2年1月10日 日弁連からの照会に対する回答
4月8日	◇第5回庁内PT会議ワーキング（課長級会議） ・これまでの経緯、公募の概要等
4月13日	◇第5回庁内PT会議（資料配布のみ） ・これまでの経緯、公募の概要等
8月27日	◇障害者団体連絡会（全12団体出席） 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募について
令和3年 6月18日	◇文化庁の所見 <u>特別史跡における歴史的建造物の再現行為として適切であること等、必要な条件が整った段階において、天守解体と木造復元を一体の計画とした現状変更申請を提出されるのが適当である。</u>
10月28日	◇第6回庁内PT会議ワーキング（課長級会議） ・これまでの経緯、公募の概要等
11月8日	◇第6回庁内PT会議 ・これまでの経緯、公募の概要等

日時	内容
11月9日	◇所管事務調査 ・名古屋城における天守閣等整備事業について
12月15日	◇障害者団体連絡会（全12団体出席） 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について（報告）

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について

1 全体計画策定に係る想定スケジュール

区分	解体と復元を 一体とした全体計画	石垣保存方針 基礎構造の方針	天守全体の バリアフリーの方針
4月 ～ 6月	<p>復元原案</p> <p>基本構想・復元の概要等</p> <p>全体計画の検討・とりまとめ</p>	<p>穴蔵石垣背面調査・橋台発掘調査</p> <p>天守台周辺石垣対策計画</p>	<p>昇降技術の公募・選定</p>
7月 ～ 9月	<p>復元計画 (基礎構造・バリアフリー等)</p> <p>石垣保存方針</p>	<p>検討した方針を全体計画に反映</p>	
10月 ～ 12月	<p>その他・修正・まとめ</p>		
1月 ～ 3月			

注 適宜、文化庁に相談し指導をいただきながら、手戻りの無いように進める

2 昇降技術に関する公募

(1) 目的

公募によりできるだけ多くの方が使用できる昇降技術を募り実用化することで、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を実現

(2) 概要

区分	内容
求める昇降技術	大天守の内部を垂直に昇降する技術、大天守の階段を直接昇降する技術、外部から直接大天守1階以上に入城できる技術等、幅広く技術を募集
主な条件	<ul style="list-style-type: none">・大天守の柱、梁を傷めないこと・少なくとも大天守1階に昇降できることとし、可能な限り上層階まで昇ることができること
公募への高齢者、障害者等の参画	令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正において、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずることとされた趣旨を鑑み、提案された昇降技術に対し、高齢者、障害者等からの意見を踏まえ、昇降技術の選定を実施
審査方法	<ul style="list-style-type: none">・様々な分野の有識者である評価員が、提案された昇降技術に対して、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施・評価員は、事前に定めた審査基準に沿って評価を行い、その評価に基づいて昇降技術を選定

(3) 今後の進め方

公募により昇降技術を選定し、その選定内容を含めた木造天守全体のバリアフリーの方針を、復元計画に反映

※復元計画…豊富な史資料と遺構の詳細な調査から内部空間の構成、構造・意匠の細部に至るまで史実に忠実な復元原案を作成した上で、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」に示された配慮事項である防災上の安全性や基礎構造に加えて、バリアフリーを反映し作成するもの

(4) スケジュール

区 分	内 容
令和4年度	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">4月 ～ 6月</div> <div style="margin-right: 20px;">約4か月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">公募開始</div> </div>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">7月 ～ 9月</div> <div style="margin-right: 20px;">公募期間 (約9か月)</div> <div style="margin-right: 20px;">約5か月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">質問回答</div> </div>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">10月 ～ 12月</div> <div style="margin-right: 20px;">約5か月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">提案書の提出期限</div> </div>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">1月 ～ 3月</div> <div style="margin-right: 20px;">約5か月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 提案技術に対する高齢者・障害者等の意見聴取 </div> </div>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">1月 ～ 3月</div> <div style="margin-right: 20px;">約5か月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 技術対話 審 査 最優秀者選定（1者） </div> </div>
令和5年度以降	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">協 議</div>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> バリアフリーの方針を 全体計画に反映 </div> <div style="font-size: 2em;">← ↓</div> </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">基本協定締結</div>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> 昇降技術開発 技術開発に対する高齢者・障害者等の意見聴取 </div> <div style="margin-left: 20px; text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; width: 15%;"> 想定開発費用 上限8,000万円 </div> </div>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> 設計及び開発（試作機含む） </div> <div style="margin-left: 20px; text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; width: 15%;"> 想定導入費用 上限2億円 </div> </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">昇降技術導入 ・実機製作及び木造天守に導入</div>

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

【公募概要】(案)

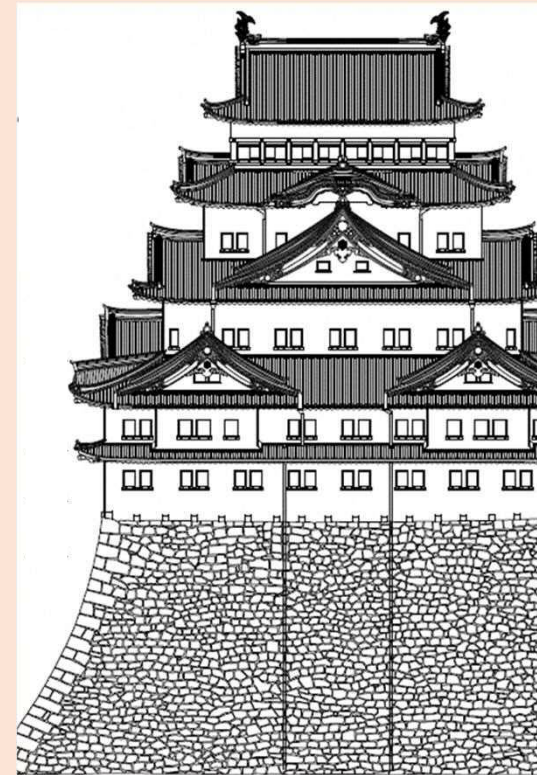
背景

- 名古屋城現天守閣は1959年の再建以降老朽化等課題が顕在化
- 「名古屋城天守閣復元事業」で史実に忠実な復元により名古屋城の本質的価値の理解促進、観光面の魅力向上が可能
- 障害のある人もない人も共に文化財を快適に楽しめるバリアフリーが重要

目的

- 史実に忠実に復元する木造天守に誰もが昇降できるように、**昇降技術を世界中から募り実用化する**
- 史実に忠実な復元とバリアフリーの両立**を目指し、先進的なバリアフリー技術を名古屋から発信・展開する

◇ 想定される技術



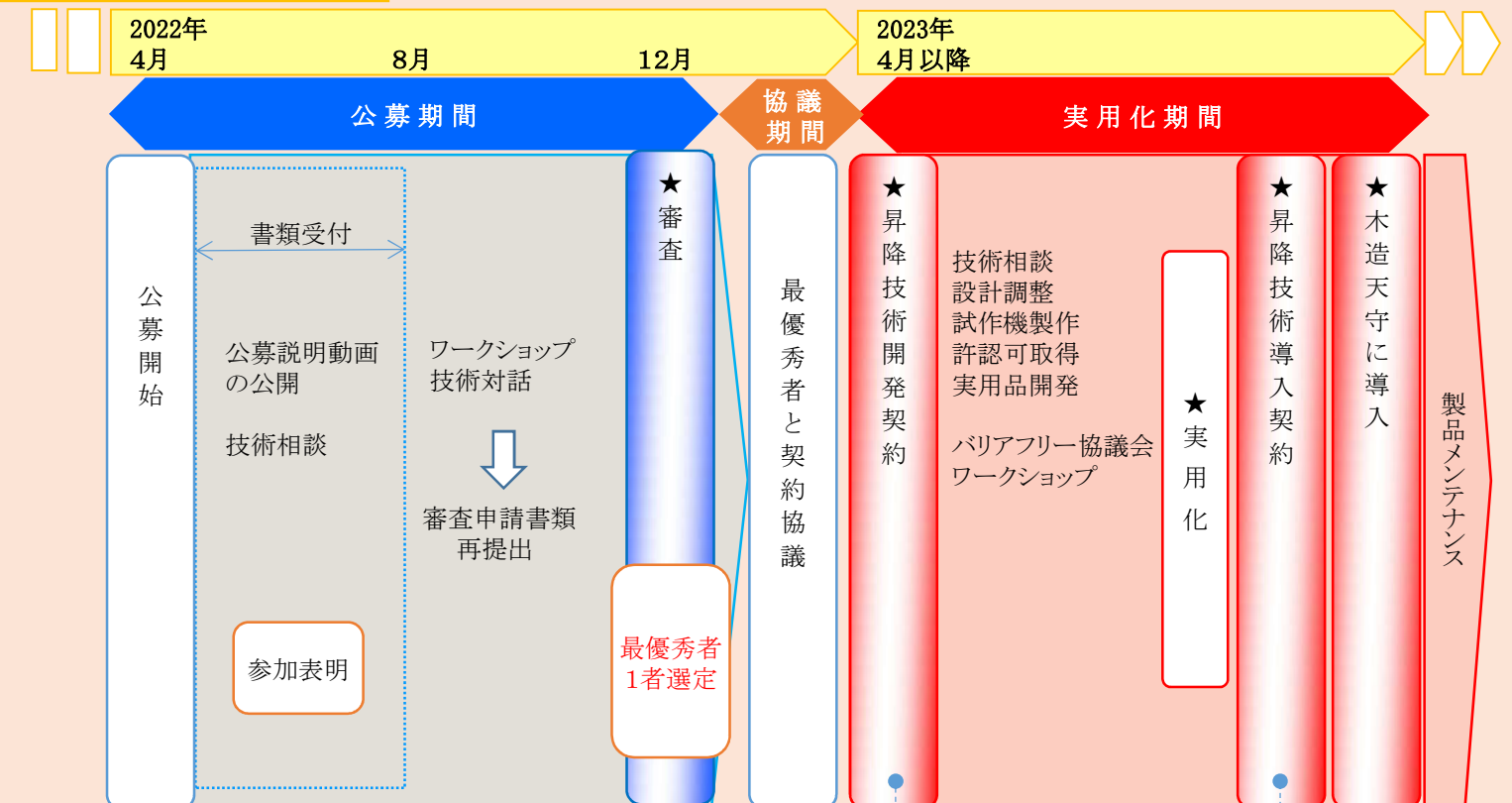
技術例:

- 大天守の内部を垂直に昇降する技術
- 大天守の階段を直接昇降する技術
- 外部から直接大天守1階以上に入城できる技術

等 幅広く技術を募集

地上から大天守地階までのバリアフリーは木造天守復元の設計・施工者にて別途対応予定

◇ スケジュール



◇ 新技術の実用化

開発費用(昇降技術開発契約) 【審査後】	
契約対象者	最優秀者 (1者)
契約上限額	8,000万円
<ul style="list-style-type: none"> 審査後に最優秀者の昇降技術を開発する契約(昇降技術開発契約)を締結する 試作機を製作する 契約金額は提案時に公募参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で契約上限額の範囲内で決定する 必要な許認可等クリアできる見込みが必要 契約締結は予算の成立を条件とする 	
<ul style="list-style-type: none"> 本公募では、少なくとも大天守1階に昇降ができることを公募参加のための条件とする より上層階への昇降が可能な昇降技術を求める 審査においてバリアフリーの項目の評価によっては、最優秀者として選定しない可能性がある 	

導入費用(昇降技術導入契約) 【開発後】	
契約対象者	昇降技術開発契約者 (1者)
契約上限額	2億円
<ul style="list-style-type: none"> 昇降技術開発契約者と木造天守に導入する契約(昇降技術導入契約)を締結する 契約金額は提案時に公募参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で契約上限額の範囲内で決定する 審査時に費用を抑制することを加点要件とする 契約締結は予算の成立を条件とする 	

◇ 最優秀者以外の技術による補完

最優秀者提案技術以外の技術を導入することにより
『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』で求めるバリアフリーをより効果的に補完することができる**と判断される場合にはその技術も採用する**可能性がある。

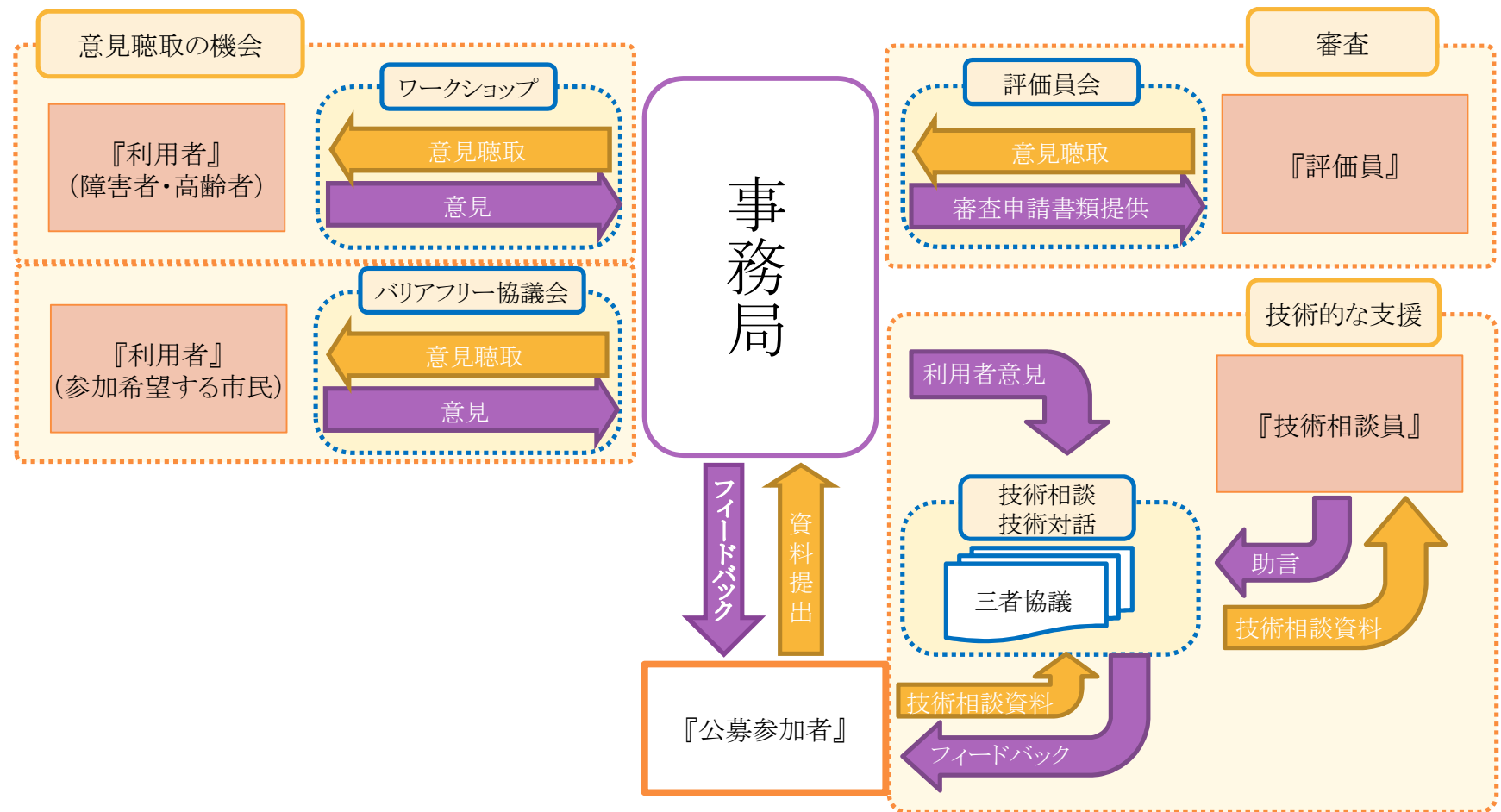
※ 公募後に最優秀者以外にも協議により採用される可能性がある旨を公募要項等に明記する。

◇ 要求水準及び評価について

要求水準の考え方		<ul style="list-style-type: none"> 審査に際し、公募参加者に求める基本要件を最低要求水準とする。 加点対象要求水準として、各審査項目に配点してA～Eの5段階評価を行い、総合点で最優秀者を選定する。 	
※審査の項目の抜粋		満たさなければ審査対象外となる公募参加のための条件 (最低要求水準)	よりふさわしい昇降技術を選定するための採点基準 (加点要求水準)
	バリアフリー	少なくとも大天守1階に昇降ができること	利用対象者の範囲が広いこと 誰もが簡単に使えること 可能な限り健常者の移動と同じような時間で移動できること 多人数による反復した利用が可能であること 可能な限り健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること 大天守のより上層階まで上がれること 怖い思いをしなくて乗れること 他人の助けを借りることなく昇降ができること
	史実に忠実	柱や梁などの主架構を変更しないこと	可能な限り木造天守の外観や内観を損なわない工夫がなされていること
		取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができること	木造天守に使用されている木材を保護すること

◇ 『評価員』『技術相談員』『利用者』の役割について

『評価員』 『公募参加者』から出された提案について評価する	開発研究、制御工学、建築史、バリアフリー、経営、インバウンド等に見識がある方
『技術相談員』 『公募参加者』から出された提案について、事務局同席の上、技術的な助言をする	機械安全、技術監理、技術利活用、建築史等に見識がある方
『利用者』 『公募参加者』から出された提案について、事務局を介して意見をする	障害者・高齢者を中心とした昇降技術の利用が見込まれる方々及び全ての市民



公募期間の概要(案)

